

# 神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助事業実施の手引

令和4年4月15日時点

神奈川県産業労働局産業部

エネルギー課

神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助は事業者向け補助です。個人では補助を受けることができません。

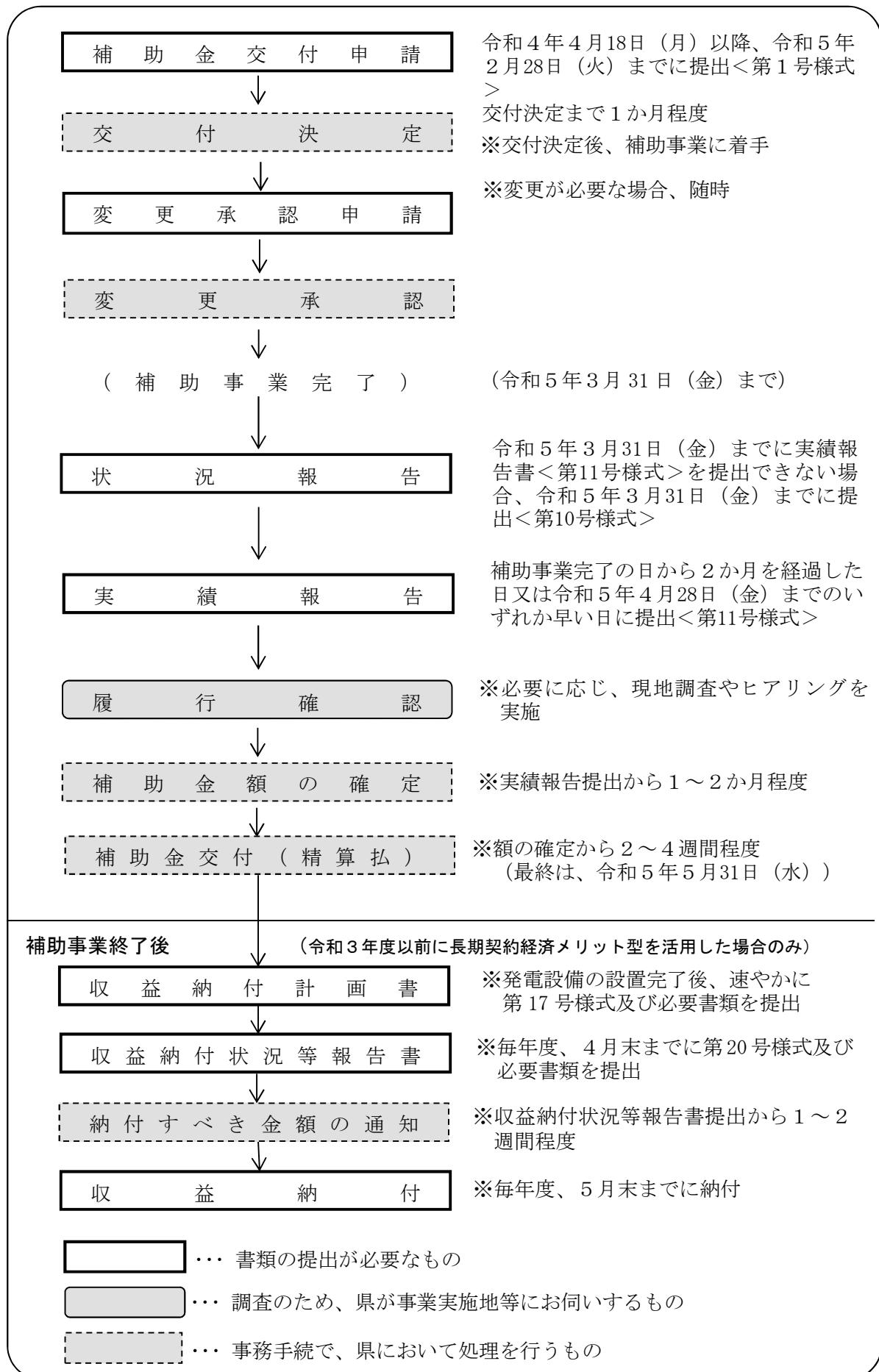
事業の実施に当たっては、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、手洗い、咳エチケットの励行等に加え、「3つの密（密閉・密集・密接）」を避けてください。

〈工事業者の方へ〉

屋内での工事等に当たっては、マスクを着用し、手指消毒を十分した上で、「3つの密（密閉・密集・密接）」を避けて施工してください。

1 年間スケジュール及び令和3年度からの主な変更点（令和4年度分）

(1) 年間スケジュール



## (2) 令和3年度からの主な変更点

### ア 補助事業に関すること

- ・ 長期契約経済メリット型は令和4年度以降、かながわソーラーバンクシステムの登録及び神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助の交付申請を行うことができません。

### イ 提出書類に関すること

#### (ア) 交付申請時

- ・ 第1号様式別紙2及び第1号様式別紙3に端数処理を指定しています。それぞれの内容を確認して各項目を記載してください。
- ・ 各様式に押印が不要となりました。

#### (イ) 実績報告時

- ・ 従前と記載する内容に変更はありませんが、第11号様式別紙2が追加されています。記載内容を確認して、提出してください。
- ・ 第11号様式別紙2及び第11号様式別紙3に端数処理を指定しています。それぞれの内容を確認して各項目を記載してください。
- ・ 各様式に押印が不要となりました。

## 2 事業の概要について

### (1) 事業の目的

神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助は、県内の住宅用太陽光発電設備等の設置に係る初期費用が不要なサービス（以下「0円ソーラー」という。）の提供に要する経費を補助することによって、再生可能エネルギーの更なる普及拡大を図るとともに、エネルギーの地産地消を促進することを目的としています。

本補助事業は、「神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）」及び「神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付要領（以下「要領」という。）」に基づき実施しますので、補助金の交付を申請される方は、要綱及び要領と合わせて内容を十分に理解した上で手続を行ってください。

### (2) 補助対象となる事業等

#### ア 補助対象となる事業の内容（要綱第3条）

補助の対象となる事業は、かながわソーラーバンクシステムに登録された表1に掲げる「住宅用0円ソーラー」により、太陽光発電設備、また、必要に応じて、蓄電システム等（以下「補助対象設備」という。）を県内に設置し、次の全ての要件を満たす事業（以下「補助事業」という。）です。

表1 住宅用0円ソーラー

区分	内容
電力販売	発電出力が5kW未満の太陽光発電設備を対象とするもので、補助事業者が通常提供しているサービスの範囲外であるもの
リース	発電出力が5kW未満の太陽光発電設備を対象とするもので、5kWの設置と同等以上のメリット※を実現するもの ※5kW未満の設置時の自家消費及び余剰電力売電によるメリットからリース料金を差し引いた額が、5kW以上の設置時のそれと同等以上になること。

(ア) 太陽光発電設備

- a かながわソーラーバンクシステムに登録した日から補助事業を実施する年度の3月末日までに住宅所有者と0円ソーラーを提供する事業者との間で0円ソーラーに係る契約が締結され、設置工事が行われるもの  
(住宅所有者以外との契約は補助事業となりません。)
- b 太陽光発電設備に係る設備費及び設置工事費の合計額の発電出力の1kW当たりの単価が259,000円未満であるもの
- c 補助事業で設置する太陽光発電設備が、表2の要件を満たしていること。

表2 太陽光発電設備の要件

設備	項目	内容
太陽光発電設備	設備要件	再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく発電事業計画の認定基準を満たすこと。
	その他	設備のメーカーが国外企業の場合、当該メーカーの日本法人があること。 未使用品であること。 地絡検知機能を有していること。 停電時においても電力供給を継続する機能を有していること。

(イ) 蓄電システム等

- a 0円ソーラーで設置する太陽光発電設備と併せて設置するものであること。
- b 住宅所有者が負担する初期費用が不要であるリース等によって蓄電システム等が設置されること。
- c 補助事業を実施する施設において、新たに0円ソーラーで設置する太陽光発電設備で発電された電力の全部又は一部を、補助事業で設置する蓄電システムに充電するとともに充電した電力を当該施設で消費することが可能であること。
- d 補助事業で設置する蓄電システムの設備が、以下の(a)又は(b)の要件を満たしていること。

(a) 未使用品であって、国が実施するネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化等支援事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「S I I」という。）により令和3年度以降に登録されているものであること。

・ S I I ホームページ <https://sii.or.jp/zeh/battery/search>

(b) 表3の基準を全て満たしていること。

表3 蓄電システムの要件

基準	詳細
遠隔監視可能な通信機能を搭載していること。	「ECHONET Lite」規格、その他EMS機器等と通信可能な機能を持っていること。（充放電情報やシステム停止等の情報を外部端末等に送信することが可能な機能を持つこと。）
蓄電容量、定格容量及び繰り返し充放電耐久性（サイクル耐久性）に関して、一定の基準を満たすこと。	定格容量：JIS C 8715-1 で定められた方法により単電池の定格容量を指定すること。 蓄電容量：1.0kWh 以上であること。 サイクル耐久性：25℃±5℃の環境において、放電終止電圧まで20%以上の指定した値で2,000回以上放電及び充電を行い、試験後の復活容量が、定格容量の60%以上であること。
定格出力、出力可能時間、保有期間、修理保証、廃棄方法及びアフターサービス等について、所定の表示がなされていること。	定格出力及び出力可能時間：明示すること。 保有期間：補助金を受けている場合の適正な管理運用について明示し所有者に注意喚起すること。 修理保証：6年間の修理対応（有償無償問わず）及びその明示、保守部品保持 廃棄方法：廃棄又は回収する方法について明示すること。 アフターサービス：連絡先を明示すること。
蓄電池部の安全性について一定の基準を満たすこと。	JIS C 8715-2 を満足すること又はSBA S1101:2011（一般社団法人電池工業会発行）に準拠した安全性を有すること。
未使用品であること。	電気自動車のリユースバッテリーを使用して製品化した定置用蓄電システムであって、定置用蓄電システムとして製品化された後の使用実績がないものも含む。

※ 蓄電システム等の設置に当たっては、安全対策を取ってください。

※ 導入する蓄電システムの蓄電容量が4,800Ah\*を超えるものは、設置に当たり火災予防条例に基づく措置を取ることが必要となりますので、設置先の市町村の消防署の指導の下、適切な措置を取ってください。（\*Ah = 定格容量(Wh) ÷ 電圧(V)）

※ 機器の設置は耐震支持（アンカーボルト等）の対策を講ずることを推奨します。

e 補助事業で設置する蓄電システム等の機能が、以下の要件を満たしていること。

(a) 通常時（連系運転時）の機能

- ・ 太陽光発電システムから蓄電システムへ充電できること。
- ・ 蓄電システムから住宅へ給電できること。

(b) 停電時（自立運転時）の機能

- ・ 操作を行うことなく、太陽光発電システムから蓄電システムへ充電できること。
- ・ 操作を行うことなく、蓄電システムから住宅へ給電できること（自動切替

え)。

※ 停電時においても操作を行うことなく、通常時に使用していた電気設備の全部又は一部が使用できること。

○：特定負荷又は全負荷の設定をする場合\*

×：停電時のみ使用可能なコンセントを設置する場合

\* 導入する設備の機能に応じて設定した負荷とすること。

#### イ 補助対象となる事業者（要綱第4条）

補助金の交付対象となるのは、補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）で、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者です。

(ア) 次に掲げる者のうち、いずれかの者であること。

a 法人（国及び法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人を除く。）

b 青色申告を行っている個人事業者

(イ) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。

(ロ) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。

(エ) 次の申立てがなされていないこと。

a 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て

b 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て

c 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て

(オ) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。

(カ) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。

(キ) 県税その他の租税を滞納していないこと。

(ク) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。

(ケ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(コ) 補助対象設備の設置場所と同一の所在地において、県の同一会計年度にこの要綱に基づく補助金及びかながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱に基づく補助金（第3条第1項第4号から第7号の補助事業を除く。）の交付決定を受けていないこと（かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱に基づく補助金（第3条第1項第4号から第7号の補助事業を除く。）については、予定も含む。）。

#### ウ 補助対象となる経費（要綱第5条）

補助の対象となる経費は、補助事業に要する経費であって、表4のとおりです。

表4 補助対象経費

区分	内容
設備費	補助事業の実施に必要な補助対象設備の購入及び製造等に要する経費
設置工事費	補助事業の実施に必要な補助対象設備の設置に要する経費（設計費、工事費、諸経費）

※ 国の補助金を受ける場合は、当該補助金のうち補助対象経費に係る補助額は控除

※ 消費税及び地方消費税相当額は控除

### エ 補助額の算出方法（要綱第6条）

補助金の交付対象となる経費は、補助事業に要する経費であって、表5のとおりです。

表5 補助額の算出方法

設備・区分		内容
太陽光発電設備	電力販売	太陽光発電設備に係る補助対象経費の3分の1又は発電出力に1kW当たり5万円を乗じて得た額のいずれか低い額
	リース	太陽光発電設備に係る補助対象経費の3分の1又は発電出力に1kW当たり5万円を乗じて得た額又は発電出力が5kWの設置と同等以上のメリットを実現するのに必要な額のいずれか低い額
蓄電システム等		蓄電システム等に係る補助対象経費の3分の1又は12万円のいずれか低い額

※ 算出した補助額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。

## 3 補助金交付に係る基本的手続

補助事業を実施するに当たって必要となる、補助金交付申請から実績報告までの基本的な手続は以下のとおりとなりますので、手続に際し、参考としてください。

なお、各手続において書類の提出が義務付けられていますが、これらの書類の提出に当たっては、定められた期限を厳守してください。

### (1) 交付申請（要綱第7条）

#### ア 交付申請期限

令和5年2月28日(火)までに補助金交付申請を行ってください（期限厳守）。

#### イ 必要書類

交付申請に当たって、提出が必要な書類は表6のとおりです。

なお、提出書類には、インデックスを付けるよう御協力ください。

表6 交付申請時に必要な書類

番号	様式	書類の種類
一	交付申請書	第1号様式
二	第1号様式別紙1	太陽光発電設備の設備費、設置工事費
三	第1号様式別紙2	補助事業の概要
四	第1号様式別紙3	補助事業に係る蓄電システム等の概要。蓄電システム等を設置する場合のみ提出すること。
五	補助対象設備に係る仕様書 ※	設置する補助対象設備の仕様を確認できる書類
六	0円ソーラーに係る契約書の写し又はこれに代わるもの	住宅所有者との契約に関連するものであること。
七	補助事業に係る経費の内訳書類	契約書（写し）又はこれに代わるものに、補助事業に係る経費の額が明記されていない場合は、補助事業に係る経費の内訳を証する書類を提出すること。 契約書（写し）又は補助事業に係る経費の内訳書類において、補助対象設備の型式等が確認できるようにすること。
八	国の補助の交付決定通知書（写し）	国の補助を受ける場合のみ提出すること。 交付申請時に受領していない場合には実績報告時に提出すること。
九	その他	その他知事が必要と認める書類

※ 補助対象設備に係る仕様書について

次にあげる製品カタログ、図面、仕様書などが該当します。

<仕様書として求める書類>

【太陽光発電設備に関して提出が必要な書類】

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光モジュールの型式が確認できる製品カタログ等（該当部分のみ）</li> <li>・パワーコンディショナーの型式、定格出力が確認できる製品カタログ等（該当部分のみ。蓄電システム等に含まれている場合には省略可）</li> </ul> |
|--|



**【蓄電システム等に関して提出が必要な書類】**

(蓄電システム等を設置する場合のみ提出すること。)

- ・蓄電池ユニット、蓄電システム等の型式（パッケージ型番）、定格容量が確認できる製品カタログ等（該当部分のみ）
- ・単線結線図（通常時（連系運転時）と停電時（自立運転時）の両方で太陽光、蓄電システム等、分電盤の接続関係が確認できる図）
- ・SII の登録済製品一覧（該当部分のみ）  
(<https://sii.or.jp/zeh/battery/search>)

**ウ 提出方法等**

必要書類1部を郵送で送付してください（宛先は巻末のとおりです。）。

**(2) 交付決定（要綱第8条）**

県は、交付申請を受けた後、補助事業の内容を審査し、補助金額を定めた上で第2号様式により交付決定を行います。

補助事業は、交付決定後に着手してください。交付決定前に補助事業に着手した場合は補助対象となりませんので注意してください。

なお、「着手」とは、補助対象設備の設置工事の着工日になります。ただし、0円ソーラーを活用し、補助対象設備を新たに設置する建売住宅の場合には、「着手」とは、新たな住宅所有者が引渡しを受け、当該住宅を取得する日になります。

**(3) 実施状況報告（要綱第13条）**

令和5年3月31日（金）までに、令和4年度予算の交付決定を受けた補助事業の進捗状況について、第10号様式又は電子申請により報告してください。

なお、状況報告の日が(4)の実績報告の日以後となる場合は、実施状況報告を省略することができます。

また、必要に応じて、現地調査を行う場合があります。さらに、実施状況報告以外に、別途、進捗状況について報告を求める場合がありますので、あらかじめお含みおきください。

**(4) 実績報告（要綱第16条）**

**ア 報告期限**

補助事業完了の日から2か月を経過した日又は令和5年4月28日（金）のいずれか早い日までに、実績報告を行ってください（期限厳守）。

なお、「完了」とは、設置工事の完了日又は請負事業者等に対して補助事業の実施に係る全ての代金の支払を完了した日のいずれか遅い日になります。ただし、0円ソーラーを活用し、補助対象設備を新たに設置する建売住宅の場合には、「完了」とは、新たな住宅所有者が引渡しを受け、当該住宅を取得する日又は請負業者等に対して補助事業の実施に係る全ての代金の支払を完了した日のいずれか遅い日になります。

## イ 提出書類

実績報告に当たって、提出が必要な書類は表7のとおりです。

なお、提出書類には、インデックスを付けるよう御協力ください。

表7 実績報告時に必要な書類

番号	様式	書類の種類
一	実績報告書	第11号様式
二	第11号様式別紙1	事業結果報告書
三	第11号様式別紙2	補助事業の結果概要
四	第11号様式別紙3	補助事業に係る蓄電システム等の結果概要。蓄電システム等を設置する場合のみ提出すること。
五	第11号様式別紙4	補助額に影響を及ぼすことがない補助対象設備の仕様等を変更した場合のみ提出すること。
六	補助金振込先の通帳等 (写し)	口座名義人(フリガナ)、金融機関名、店名、預金の種類及び口座番号が記載されていること。 補助金振込先は、補助事業者名義の口座に限る。
七	補助事業に係る支出を証する書類(写し)	補助事業に係る支出の内訳が確認できること。
八	補助対象設備の設置後の完成写真※又はこれに代わるもの	設置状況及び型番が確認できること。
九	国の補助の交付決定通知書(写し)	国の補助を受け、交付申請時に提出していない場合のみ提出すること。
十	その他	その他知事が必要と認める書類

### ※完成写真として求める写真

<p>①太陽電池モジュールの設置枚数が確認できる写真</p> <p>※設置枚数が確認できる写真の撮影が困難な場合は、モジュールメーカーが発行した型式及び設置枚数を証する書類(出力対比表、出荷証明書、保証書、検査成績書等の写し)を添付してください。</p> <p>②パワーコンディショナーの型式、製造番号が確認できる写真</p> <p>③蓄電池ユニットの型式、製造番号が確認できる写真</p> <p>④その他蓄電システム等を構成するための機器の写真 (パッケージを構成する機器、自立運転時に機能するための電気設備など)</p> <p>⑤導入した設備(①～④)が稼働可能なことが確認できる写真</p> <p>※表示装置などで稼働状況を表示している画面などを撮影してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連系運転時の写真(試運転時の写真も可)</li> <li>・自立運転時の写真(自立運転機能の確認を行った写真)</li> </ul> <p>なお、③～⑤に関しては、蓄電システム等を導入した場合にのみ提出してください。</p>
--

#### 4 補助金交付に係る特別な手続（変更、中止、廃止）

補助金交付決定を受けた後、補助事業の内容を変更しようとする場合（補助対象経費の増減を含む。）や補助事業を中止・廃止しようとする場合には、次の手続が必要となります。

##### (1) 補助事業の変更（要綱第 12 条）

補助事業の内容の変更しようとする場合は、第 4 号様式に変更する内容及び経緯を説明する書類を添えて提出し、県の承認を得なければなりません。承認が得られない場合、変更分に関しては補助対象となりませんので注意してください。

なお、変更が適当であると認めた場合でも、交付決定額を増額することはできません（変更によって、算出される補助額が交付決定額を上回る場合であっても変更申請は必要ですが、交付決定額は増額されません）。

##### (2) 補助事業の中止（要綱第 12 条）

補助事業の見直し等の阻害要因により、その執行を一旦取りやめることを「補助事業の中止」といいますが、「補助事業の中止」を行う場合には、第 7 号様式を提出してください。阻害要因が除去され、補助事業が継続できることとなった場合には、引き続き補助事業を実施することができますが、阻害要因が除去される見込みが立った段階で県に連絡してください。

なお、阻害要因の除去見込が立たない場合には、補助事業の執行の取りやめ（廃止）となりますので、改めて、第 7 号様式を提出してください。

##### (3) 補助事業の廃止（要綱第 12 条）

補助事業の継続が不可能となった場合には、補助事業を廃止することとなりますので、速やかに第 7 号様式を提出してください。

#### 5 補助事業における利益等排除の考え方

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくありません。

このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上します。

※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

#### 6 補助金の交付

実績報告及び必要に応じ実施する現地調査（以下「実績報告等」という。）により補助金の額の確定を行った上で、補助金を精算払します（遅くとも令和 5 年 5 月 31 日（水））。

## 7 財産の管理及び処分（要綱第 18 条）

補助事業が完了した後も、補助事業により取得した財産（以下「財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理し、17 年間保管しなければなりません。

また、やむを得ず処分しようとするときは、あらかじめ第 13 号様式を提出し、その承認を受けなければなりません。承認に基づき財産を処分したときは、補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付（返還）しなければなりません。

## 8 収益納付

令和 3 年度以前に長期契約経済メリット型の補助を受けた補助事業者は、補助事業の実施により発電設備を設置した後、毎年度、県に収益納付をしなければなりません。

### (1) 収益納付計画書（要綱第 20 条）

補助事業の実施により発電設備の設置が完了した後は、第 17 号様式に表 8 の資料を添付して、速やかに県に提出しなければなりません。

表 8 収益納付計画時に必要な書類

番号	様式	書類の種類
一	収益納付計画書	第 17 号様式
二	第 17 号様式別紙 1	当該年度の全補助事業概要
三	その他	その他知事が必要と認める書類

### (2) 収益納付状況等報告書（要綱第 20 条）

第 20 号様式により、毎年度、収益納付状況等について、4 月末日までに県に報告しなければなりません。

### (3) 県への納付（要綱第 20 条）

収益納付状況等報告書を提出した後、県から納入通知書により納付すべき金額が通知されますので、5 月末日までに当該納付通知書により県に納付しなければなりません。

### (4) 発電設備の破損等に関する報告（要綱第 20 条）

自然災害の発生等により発電設備が破損するなど、発電事業に支障が生じる事態が発生した場合は、第 21 号様式により県に状況を報告しなければなりません。

県は、報告があった後、状況の確認等を行い、変更の承認もしくは不承認の通知をします。変更が不承認であった場合には是正の指示を行いますので、当該指示に従ってください。

なお、是正の指示に従わない場合は、補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付しなければなりません。

神奈川県産業労働局産業部  
エネルギー課太陽光発電グループ

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1  
電 話 (045)210-4115 (直通)  
ファクシミリ (045)210-8845